様式ＩＤ	NTA0H0B068010110

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・・	法人名	

別表六(十二) 令八・四・一以後終了事業年度分

特定税額控除規定の適用可否（可：1）		G01	

控除対象特別試験研究費の額(14の計)又は(16の計)（円）	1	G02		調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」）（円）	7	G08	
控除対象済控除対象特別試験研究費の額(別表六(九)「6の内書」)又は(別表六(十)「6の内書」)	2	G03		当期税額基準額 ((7)+(別表六(十三)「23」))×$\frac{10}{100}$	8	G09	
差引控除対象特別試験研究費の額 (1)－(2)	3	G04		当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)	9	G10	
同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 ((3)と(17)のうち少ない金額)	4	G05		調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の④」）	10	G11	
(3)のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 (((3)－(4))と(18)のうち少ない金額)	5	G06		法人税額の特別控除額 (9)－(10)	11	G12	
特別研究税額控除限度額 (4)×$\frac{30}{100}$＋(5)×$\frac{25}{100}$＋((3)－(4)－(5))×$\frac{20}{100}$	6	G07					

控除対象特別試験研究費の額の明細

措法第42条の４の２第１項各号又は旧措置法42条の４第７項各号の該当号			特別試験研究の内容		特別試験研究費の額		(14)のうち国外委託試験研究費の額		控除対象特別試験研究費基準額 (15)×$\frac{50、60又は70}{100}$＋(14)－(15)	
12			13		14		15		16	
G13		1：第１号 2：第２号 3：第３号	E01		G18		G26		G31	
G14		1：第１号 2：第２号 3：第３号	E02		G19		G27		G32	
G15		1：第１号 2：第２号 3：第３号	E03		G20		G28		G33	
G16		1：第１号 2：第２号 3：第３号	E04		G21		G29		G34	
G17		1：第１号 2：第２号 3：第３号	E05		G22		G30		G35	
計					G23				G36	

(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第１号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額	17	G24	
(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第２号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額	18	G25	